



別海町ごみの減量化大作戦!

その5

目指せ!
リサイクル率
30%!

リサイクル率とは、別海町から出るごみの総量のうち、資源としてリサイクルされたごみの割合を示すものです。平成24年度の別海町におけるリサイクル率は22.7%と、全道的にみても決して高い数値ではありません。

そこで！リサイクル率をあげるためには、町民一人ひとりが意識をもってごみの減量化と分別に取り組む必要があります。

もったいないことしていませんか？

缶・ペットボトル・新聞紙などは、きちんと分別されていると思います。しかし、お菓子・ビール・レトルト食品の箱、包装紙やプリント類、古着・古布などを、もえるごみとして出していないませんか？これは、実にもったいないことです。せっかく「無料」で、しかも「資源」として有効活用できるものを、お金を払って購入したもえるごみ袋の中に入れて出しているのです。

まずは、もえるごみ袋の中を見てみましょう。こういった資源ごみが混ざっていませんか？

- お菓子・レトルト食品の箱・紙類など まとめて十字にしぼるまたは紙袋に入れてからひもで十字にしれば資源ごみとなります！
- 古着・古布など お近くの役場・支所・連絡事務所・公民館・ぶらとにある専用の回収ボックスに入れていただだけで資源ごみとなります！

「ごみ出し辞典」
「ごみ出しルール」は
町民課・各支所窓口で
配布しています！

3月から4月は引越しシーズンです！

3月から4月にかけて、引越しなどで沢山のごみが出るのが予想されます。収集日以外の日に大量のごみをゴミステーションに持込むと、ステーションがごみであふれかえり、他の住民がごみを出せないなんてことにもなりかねません。特にもえないごみや粗大ごみは月に1度しか収集日がありませんので計画的にしっかりと分別したうえでごみを出しましょう。

平成26年4月から小型家電の回収を始めます！

小型家電製品・電子機器に含まれる有用金属（レアメタル）などをリサイクルするため、家庭から排出される使用済み小型家電製品等を、平成26年4月1日から町内5箇所に回収ボックスを設置し、無料回収します。

みなさまのご協力をお願いします。

回収品目

回収ボックスの投入口（縦30cm×横30cm）に入る大きさの家庭で不要になった使用済み小型家電。（コード等付属品を含む。）
（携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電話機、ファクシミリ、ラジオ、DVDプレーヤー、ゲーム機、カーナビ、リモコンなど）

回収ボックス設置場所

1. 別海町役場
2. 西春別支所
3. 尾岱沼支所
4. 上春別連絡事務所
5. 上風連連絡事務所

注意事項

- ①対象品目であっても回収ボックスに入らないものは回収できません。（もえないごみまたは粗大ごみで排出してください。）
- ②個人情報が含まれるものは、あらかじめ消去してください。
- ③対象品目で使用していた電池は抜いてください。（分解、解体が必要とされるものは除きます。）
- ④CD・DVD・ビデオテープなどの記録媒体は対象外です。
- ⑤家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は出せません。
- ⑥梱包していた箱や袋、発泡スチロールなどは入れないでください。

出されるごみが減ると、それだけごみ処分料が削減できます。また、ごみ焼却が減ることにより、排出される二酸化炭素（CO2）の減少やエネルギー資源の節約など自然環境を守ることにもつながります。

ごみの減量化に向けご協力ください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

第8回 牛乳パッケージ イメージデザイン コンクール作品展

- 日時 3月3日(月)～3月18日(火)
- 場所 別海町役場本庁舎1階ロビー
- 主催 別海町消費者協会

問合せ／別海町消費者協会事務局（町民生活担当 内線1212）

し尿くみ取りのお知らせ

4月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。4月にくみ取りが必要な方は**3月20日**までにお申込みください。

4月から家庭廃水のくみ取りを再開します。また、定期的なくみ取りが必要な方を対象に「定期くみ取り」の申込みを受付けています。



ご協力をおねがいします

冬期間はくみ取り口付近に雪が積もるなどしてくみ取りが行えない場合があります。雪が降った際はくみ取り口付近も雪かきをしていただくなどご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

乳幼児等医療費受給者証を使用できる病院が増えます



平成26年4月1日より、乳幼児等医療費受給者証が下記の医療機関で使えるようになります。これまで下記を受診した場合は、役場窓口等で払い戻し手続が必要でしたが、今後は町内の医療機関（一部他市町村の医療機関を含む）と同様に、受給者証を提示することで医療費助成適用後の負担（初診時一部負担金のみ又は1割額）で済むようになります。

なお、平成26年3月31日までの受診分は、従来どおり払い戻し手続が必要ですのでご注意ください。

●受給者証使用可能となった医療機関 **市立釧路総合病院（釧路市春湖台1-12）**

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

「別海町介護保険事業計画等策定委員」及び「別海町地域包括支援センター運営協議会委員」募集

町では、平成27年4月からの「第6期別海町介護保険事業計画」の策定、それにとまなう「別海町高齢者保健福祉計画」の見直しにあたり、広く町民の意見を反映させることを目的として設置する別海町介護保険事業計画等策定委員と別海町地域包括支援センター運営協議会委員の一部を次のとおり公募いたします。（※策定委員は、協議会委員を兼ねます。）詳細については、下記までお問い合わせください。

募集内容

- 委員の職務 策定委員会、運営協議会に出席し、介護保険事業計画等の策定と地域包括支援センターの運営にあたり意見を述べるものとします。
- 募集人数 4名以内
- 応募条件 別海町内に居住する介護保険被保険者で、保健・医療・福祉に関心のある方。ただし、次の方を除きます。
 - (1)成年被後見人、被保佐人及び被補助人
 - (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - (3)町議会議員、町職員
- 任期 委嘱の日から平成29年3月31日まで
- 応募方法 福祉課、役場各支所・連絡事務所に設置している応募用紙へ必要事項を記入し、持参または郵送により提出してください。
- 応募締切 3月31日(月)
- 選考方法 町が別に設置する選考会議で決定し、結果は後日、本人に通知します。
- 応募・問合せ先 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場 福祉部 福祉課 高齢・介護福祉担当（内線1315・1316）



灯油等暖房用燃料費等 助成の申請は 3月31日までです

【対象世帯】

平成25年12月1日現在、別海町に住所を有し居住されている次の①から⑥に該当する町道民税非課税世帯。

- ①生活保護受給世帯
- ②65歳以上の1人暮らしの高齢者世帯（昭和24年3月31日以前に生まれた1人暮らしの世帯）
- ③65歳以上の高齢者世帯（昭和24年3月31日以前に生まれた方のみの世帯）
- ④18歳未満の児童を監護しているひとり親世帯（18歳未満＝平成8年3月31日以前に生まれた児童）
- ⑤障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯）
- ⑥上記に準ずる世帯で町長が特に必要と認めた世帯

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
3月	6日(木)	11日(火)	18日(火)

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。
- ③参加費無料
※介護認定を受けていない方が対象となります。
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

※平成26年4月以降の日程については、来月広報にて掲載いたします。
※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先／TEL0153-79-5500（直通） 別海町役場1階福祉部内

商工観光課から

別海町交流館「ぷらと」館内「売店営業者」を募集しています

町では、現在、次のとおり売店営業者を募集しています。詳細については、お問い合わせください。

1. 売店運営期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（以後年度更新）
2. 売店の概要 （場所）別海町交流館「ぷらと」1階 （店舗床面積）25㎡
（自動販売機）サイズにより2～3台設置可能（売店面積とは別）
3. 応募資格
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 現在小売業を営んでおり、3年以上の運営経験があること。
 - 通常の販売品（飲食物）のほか、日用品・お土産品等に対応できること。
 - 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
 - 税金の滞納がないこと。
4. 応募締切 3月14日(金)まで
5. 公募方法 所定の申請書に関係書類を添えて商工・労働担当まで提出してください。（郵送可）
※申請書は、商工観光課、役場各支所・連絡事務所に備えてある「交流館売店営業者募集要綱」に添付されています。

問合せ／商工・労働担当（内線1621）

「東京・別海ふるさと会」 総会及び交流会のご案内

東京・別海ふるさと会の総会及び交流会が次のとおり開催されます。参加を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。会員の方々と別海町の思い出話に花を咲かせましょう。

- 総会 4月19日(土)12時～ ●会場 ホテルグランドヒル市ヶ谷「白樺の間」(東京都新宿区市谷本村町4-1)
●費用 航空運賃及びホテル代 6万5千円前後(目安) ●交流会費 8千円 ●申込締切 3月17日(月)
問合せ／観光・交流担当(内線1623)

Response	Percentage
Yes, a good person	85%
No, not a good person	15%



第36回自然環境保全及び公害防止 ポスターコンクール

当コンクールは、別海町内の児童・生徒に、自然環境の保護保全と公害の未然防止等の環境問題について興味を持って、自然の大切さを考えてもらう事を目的に実施しております。

今回は小・中学生合わせて116点の応募があり、審査の結果、次の児童・生徒が入賞しました。



- | | | | | | | |
|-------|------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 小学生の部 | ■1年生 | 最優秀賞 | 村山 夕來(別海中央小) | 優 秀 賞 | 安井泰二郎(別海中央小) | |
| | ■2年生 | 最優秀賞 | 穴戸 太一(別海中央小) | 優 秀 賞 | 能戸 夕空(野付小) | 武藤 涼風(別海中央小) |
| | | 佳 作 | 高木 響(野付小) | 大隈 凧子(野付小) | 牧野かれん(中春別小) | |
| | ■3年生 | 最優秀賞 | 澤田 光希(別海中央小) | 優 秀 賞 | 引地 朔野(西春別小) | 安田結明子(西春別小) |
| | | 佳 作 | 竹山 創(西春別小) | 河原しいな(西春別小) | | |
| | ■4年生 | 最優秀賞 | 安井勘太郎(別海中央小) | 優 秀 賞 | 上野 萌亜(西春別小) | 松本 春菜(西春別小) |
| | | 佳 作 | 貞宗 辰哉(西春別小) | 田中 沙季(西春別小) | | |
| | ■5年生 | 佳 作 | 山口 海緒(上風連小) | | | |
| 中学生の部 | ■1年生 | 最優秀賞 | 寺尾 都麦(別海中央中) | | | |
| | | 優 秀 賞 | 佐々木七海(別海中央中) | 秋山真里奈(別海中央中) | 斉藤 礼実(別海中央中) | |
| | | 佳 作 | 前田 色葉(別海中央中) | 涌田 未来(別海中央中) | 秋田 理玖(別海中央中) | |
| | | | 田中 聡平(別海中央中) | 坂本 瑞穂(別海中央中) | 中島 理絵(別海中央中) | |
| | | | 芳賀 璃奈(別海中央中) | | | |

問合せ／みどり担当(内線1613)

**町営住宅「寿団地」の
入居資格要件が
変わります**



別海寿町の「町営住宅寿団地」7棟27戸の内25戸は、これまで高齢者向け住宅として65歳以上の高齢者世帯を対象に公募をしておりましたが、平成26年4月1日入居（平成26年3月公募）から、65歳以上の要件を無くし、他の町営住宅と同様の要件で公募いたします。なお、車イス利用者向け住宅2戸については、これまでと同じく、本人または同居者が車イス利用者である世帯を対象といたします。

ご不明点は、住宅担当までお問い合わせください。



問合せ／住宅担当（内線3117・3118）

水道等の使用に関するお知らせ

使用者・所有者・用途変更について

- 次の変更を行う際は届出が必要となります。下記または役場各支所へご連絡ください。
- 住宅の入居または退去により水道・下水道を使用される方が変更になる場合
 - 住宅の売買・所有者の死亡等によって給水施設等の所有者を変更する場合
 - 事業の開始や停止等により利用する用途が変わる場合

水道メーター使用料について

退去等で1カ月以上にわたり水道を使用しない場合は、事前に休止の届出をすることで、メーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができますので、その際は電話にてご連絡ください。

また、水道を使用する予定のない施設を所有し、毎月メーター使用料のみをお支払されている方は、給水装置等を撤去することで、毎月のメーター使用料もかからなくなります。下記または指定給水装置工事事業者へご相談ください。

※届出書類及び指定業者については、町ホームページで確認することができます。

水道料金・下水道使用料のお支払方法について

水道料金・下水道使用料は、納入通知書でのお支払のほか、口座振替が利用できます。

毎月のお支払に、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がございませんので、ぜひ口座振替をご利用ください。

【口座振替の申込み方法】

下記の金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑をご持参のうえお申込みください。

【口座振替が利用できる金融機関及び口座振替日】

金 融 機 関 名	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫中標津支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日・日曜日・休日・祝祭日の場合は、明けた平日に振替となります。

【口座振替のご注意】

毎月の振替日前に口座残高のご確認を必ずお願いいたします。

3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いいただきます。

問合せ／管理担当（内線4513）

平成26年度 小・中学校の 就学援助制度について

経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費など、就学に係る費用の一部の援助を行っています。

認定は、平成25年の収入額をもとに、家族構成等を考慮し、行われます。

申請される方は、各小中学校を通じて関係書類を提出してください。

●対象となる世帯

要保護世帯／生活保護（教育扶助）を受給している世帯

準要保護世帯／生活保護世帯に準じると認められる世帯（生活状況等の審査をし、認定されます。）

●援助の対象となるもの

学用品費・学校給食費・新入学学用品費・修学旅行費など。（ただし、要保護・準要保護の区分や、児童生徒の学年により、援助の対象は異なります。）

※詳しくは、教育委員会学務課へお問い合わせください。

問合せ／学校教育担当（内線3512）